

今年も始まります!『特定健康診査』

特定健康診査『受診券』送付のご案内

5月下旬から

特定健康診査受診券を5月末から所属所宛に送付しますので、対象となる被扶養者（40歳以上75歳未満）にお渡しください。（任意継続組合員及びその被扶養者は自宅に送付します。）

この受診券を持参の上、指定の健診機関、もしくは各市町が実施する住民健診で必ず受診されるようお願いいたします。（特定健診項目に、自己負担はありません。）

送付対象者

年度内に40歳から75歳（※）の誕生日を迎える被扶養者が対象です。
※75歳の誕生日を迎える方は前日までが受診可能となります。

○受診券による受診方法



- ① 受診券の氏名及び生年月日に誤りがないか確認してください。
現住所については後日健診機関等から検診結果通知等の送付先となりますので間違いのないよう記入してください。
- ② 同封される健診機関一覧から最寄りの健診機関等を選択して、事前に直接予約して受診してください。各市町が実施する住民健診と併せての受診も可能です。
※健診機関一覧は、公立学校共済組合石川支部ホームページ「特定健康診査・特定保健指導の手続き」にも掲載しております。
- ③ がん検診については、お住まいの市町へお問い合わせください。
- ④ 受診券と組合員被扶養者証を持参して健診機関の受付に提示してください。
- ⑤ 受診券には有効期限がありますので期限内に受診されるようお願いします。
（有効期限：平成24年12月末）

○組合員の特定健診はどうなるの？

組合員については、事業主が実施する定期健康診断又は公立学校共済組合が実施する人間ドック等を受けることにより、その結果報告をもって特定健康診査を受けたことと見なされます。